

## 令和3年度 第41次宇都宮市住居表示等審議会（第2回）会議録

- |            |  |
|------------|--|
| 1 日 時      | 令和3年9月29日（水曜日）午前9時40分  |
| 2 場 所      | 宇都宮市役所 14A会議室  |
| 3 出席者      | 篠崎茂雄委員，伊澤恵子委員，柿沼賢委員，杉山豊委員，<br>山崎一生委員，渋木崇広委員，國安雅史委員，木村由美子委員，<br>相澤哲夫委員，小野義一委員，池崎隆委員，竹内律委員 |
| 4 欠席者      | 豊田賢治委員   |
| 幹 事        | 石川東部区画整理事業課長   |
| 事務局        | 鈴木市民まちづくり部長，會澤市民まちづくり部次長，<br>田代市民課長，清水市民課企画グループ係長，<br>田崎市民課企画グループ主任主事                    |
| 5 公開・非公開の別 | 公開   |
| 6 傍聴者      | なし   |
| 7 議 事      | (1) 町の区域及び名称の変更について<br>(2) 当該区域を所管する事務所について<br>(3) 区域内住民の意見収集について<br>(4) 今後のスケジュール       |

### 【開 会】午前9時40分

#### (1) 町の区域及び名称の変更について

- |     |   |
|-----|---|
| 会 長 | 「(1) 町の区域及び名称の変更について」だが，始めに町の区域案について審議をし，まとめ次第，町の名称案について審議していく。   |
| 事務局 | それでは，新たな町の区域案について事務局より説明願う。<br>本市における，町の区域の定め方については，「宇都宮市住居表示整備実施基準」に規定されており，町の境界は，道路・河川などの恒久的な施設等をもって定めることになっている。<br>また，町の形状は，その境界が複雑に入りくんだり，飛地が生じたりしないように，簡明な境界線で区画することとなっている。<br>続いて町の規模については，当該区域の用途地域などを勘案し定めることとなっており，住宅地域ではおおむね132,000㎡となっている。<br>なお，国からの通知などによると，町の規模の基準適用に当たっては，地域社会の実態についても配慮し，300,000㎡程度を最大級の町の規模とすることとされている。<br>以上が町の区域の定め方である。<br>それでは，次に資料1「町界町名図」をご覧いただきたい。<br>今回の諮問区域については，第1回目の審議会でご説明したとおり，赤線の内側になる「宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業施行区域」である。 |

当該区域は、<sup>みねまち</sup>峯町、<sup>ひがしみねまち</sup>東峯町、<sup>いしいまち</sup>石井町及び<sup>ひらまつほんちょう</sup>平松本町の4つの町名が存在しており、区域内を都市計画道路である産業通り及び宇大東南通りが通っている。

先ほどご説明した町の境界や町の規模の基準に基づき、3つの案をこれから事務局より提示させていただく。

続いて、新たな町の区域（案）について、**資料2-1**「区域案1」をご覧ください。

「区域案1」だが、こちらは産業通りや宇大東南通りの都市計画道路の大通りを町の境界線として定めた案となっている。

区域CEの境界は地元ではミットヨ街道と呼ばれている、市道981号線で定めている。

区域ABDFについては、北側に隣接する宇都宮大学東南部第2地区と一部街区が跨っていることや、基準よりも面積が小さい区域となっていることから、将来的に住居表示を実施する宇大2地区の面積を含めた区域を想定しているが、宇大1地区のみの場合、全区域において、面積基準（132,000㎡）を満たしていないことについては、上戸祭1丁目（34,000㎡）や上戸祭2丁目（63,000㎡）のような地区において事例があることから支障はないものと考えている。

また、将来、隣接する宇大2地区と一体的な区域となって面積基準を超えることについても、鶴田2丁目（218,000㎡）やゆいの杜5丁目（271,000㎡）など他地区でも事例があり、国が示す最大級の町の規模とされる300,000㎡の範囲内であることから、同様に支障はないものと考えている。

続いて、**資料2-2**「区域案2」をご覧ください。

「区域案2」だが、こちらは町の形状に配慮して、都市計画道路及び区画道路で町の境界を定めた案となっている。

区域DEの境界は「区域案1」の区域Eのような長細い形状にならないよう考慮した簡明な境界線となっている。

なお、「区域案2」についても、宇大1・2地区が一体的になることを想定した町の区域案となっており、面積基準の132,000㎡未満となっていることについては、「区域案1」と同様の説明となるため省略する。

続いて、**資料2-3**「区域案3」をご覧ください。

「区域案3」だが、こちらは町の沿革、地域社会の実情を配慮し、区域CDの境界は現在の町界をなるべく活かした境界線で定めた案となっている。

なお、区域案3についても、宇大1・2地区が一体的になることを想定した町の区域案となっており、一部面積基準の132,000㎡未満となっていることについては、区域案1・2と同様の説明となるため省略させていただく。

会 長

町の区域案について、ご意見ご質問があれば、挙手にてお願いしたい。

事務局 本日、ご欠席の委員より、町の区域案については「街区は、日常生活において、ある程度の親しみやすさを備えた「道路」にて区分けされることが、そこに居住する方、そこを利用する方に、より分かりやすさと安心さをもたらすのではないかと、思う。それらの観点から、資料2-1「区域案1」を推薦する」とのご意見をいただいていることを参考にお伝えする。

事務局としては、他の委員からも意見を一人ひとり伺いたいと考えている。

会長 事務局より一人ずつご意見を伺いたいとのことだが、副会長から順番に何かご意見等お願いしたい。

副会長 一番バランスが取れている資料2-2「区域案2」を推薦する。資料2-1「区域案1」の場合、区域Eの形状が細長くなってしまうのが気になる。

副会長 当該区域は居住者が多いことから、現在の町の境界をなるべく活かした資料2-3「区域案3」が住民の負担がないと考える。

委員 法務局の立場から考えると、通常の土地区画整理事業は道路を中心として区画していくのが現状である。法務局における公図などの地図を保管している関係上、町の区域が複雑になっている地図を作成することは少ないことから、資料2-1「区域案1」が道路を中心とした町の区域となっており、良いのではないかと、思う。一方で、区域Eのような細長い形状は少し分かりにくさを感じる。また、土地区画整理事業を施行すると区域内に1つは公園ができることを考えると、資料2-3「区域案3」が当該区域にお住まいの方々には利用しやすいと感じる。区域については、なかなか難しいが、法務局の立場から意見すると、道路を中心としており現実的である資料2-2「区域案2」を推薦する。

委員 資料2-1「区域案1」は道路で境界を定めた分かりやすい区域となっているが、区域Eが細長い形状であることやお住まいの方々がそれをどう感じるのか気になる。警察の立場から意見すると、区域の細分化をなるべくしない資料2-3「区域案3」を推薦する。

委員 郵便局の立場から申し上げますと、道路で町の区域を定める資料2-1「区域案1」が望ましいが、今後の宇大2地区の住居表示実施の時にそれぞれの町の区域がどのように定められるのかが分からないと、どの町の区域が良いかの判断が難しいところではある。

委員 NTT東日本の立場から申し上げますと、郵便局と同様に大きい道路で町の区域を定めている資料2-1「区域案1」が望ましいと考えるが、先ほどの公園の話やお住まいの方々の影響を考えると資料2-3「区域案3」もあり得るが、法人の立場からは資料2-1「区域案1」を推薦する。

委員 生活をしていく上で、地域のコミュニティはある程度まとまっていた方が良いと感じる。資料2-1「区域案1」の大通りで町の区域を定めるの

が良いと思うが、地域コミュニティの観点からすると、資料2-2「区域案2」または資料2-3「区域案3」のどちらかをお願いしたい。

委員 区域ABについては、どの案も今後の宇大2地区の住居表示実施で一体的な町の区域になると思う。地元としては、やはり地域コミュニティを大切にしていきたいことから、資料2-3「区域案3」を推薦する。

委員 私の所管する自治会は主に宇大2地区の区域になるが、委員の方々から多く意見の出ている資料2-3「区域案3」が良いということであれば、それをお願いしたい。

委員 自治会長の立場として申し上げますと、区域案については自治会の中で色々と議論を重ねてきたところであるが、どの案も一部、町の名称が変わる区域が出てきてしまう。個人的には資料2-3「区域案3」をお願いしたいところではあるが、町の区域案については、地元住民へのアンケート調査を元に決めていただきたいと考えている。

委員 平松本町第一自治会の立場から申し上げますと、自治会区域と同じ資料2-1「区域案1」または資料2-2「区域案2」をお願いしたい。

会長 意見が割れたようだが、本日の審議会で案を一つにまとめていきたいと考えている。現時点では、区域案をまとめることが難しいため、ここは事務局に提案だが、町の名称案について事務局より説明後、併せて町の区域案及び名称案について審議してもよろしいか。

事務局 町の名称案の説明後に、改めて町の区域案を審議していただくようお願いしたい。

会長 事務局より、町の区域案については、町の名称案について説明を終えた後、再度審議することで差し支えないと回答をいただいたところであるが、そのように進行してよろしいか。

全委員 異議なし。

会長 異議なしということで、進行を続ける。

事務局 それでは、町の名称案について、事務局より説明願う。

それでは、新たな町の名称案を提示する前に、名称の定め方について説明する。

本市における、町の名称の定め方については、先ほどの「町の区域の定め方」と同様に、「宇都宮市住居表示整備実施基準」に定めてあるとおり、町の名称は、次の4つに基づき定めることとされている。

- (1) 従来町の名称又は当該地域における歴史、伝統、文化の上で由緒ある名称で、親しみ深く語調のよいものを選択する。
- (2) 常用漢字を用いる等、読みやすかつ簡明なものとする。
- (3) 全市を通じて、同一の名称又はまぎらわしい類似の名称が生じないようにする。
- (4) 町の名称として丁目をつける場合においては、「丁目」の数はおおむね4・5丁目にとどめることが望ましいが、それ以上になる場合があつ

ても9丁目以下にとどめる。

以上、これらの基準に基づき、事務局では4つの町の名称案を提示させていただく。

それでは、始めに資料3-1-1「区域案1・名称案1」をご覧ください。名称案1だが、こちらは現在の町の名称を活かした町名とする案となっている。

なお、「丁目」は、基準点である旧市役所（本町1番14号）に最も近いところを起点として配列しており、南北に縦断している都市計画道路である産業通りの西側にある青と紫色の区域及び産業通りの東側にある黄色の区域は現在の「平松本町」であることから「平松1～3丁目」に、その他の緑、ピンク、水色の区域については、現在の峯町、東峯町、石井町及び平松本町のうち東峯町が大部分を占めていることから、「東峰1～3丁目」としている。

続いて、資料3-1-2「区域案1・名称案2」をご覧ください。

こちらは、区域内に公園が造成された際の名称について、住民アンケートを踏まえて付けられた公園名に合わせた町名とする案となっている。

なお、「丁目」については、名称案1と同様の配列となっている。

続いて、資料3-1-3「区域案1・名称案3」をご覧ください。

こちらは昨年10月に産業通りが開通したことで今後の駅東側の更なる発展が期待される区域という願いを込め、新町名とする案となっている。

なお、「丁目」については、基準点より最も近い青色の区域を起点とし、北上するように「産業通り1～6丁目」を配列した。

続いて、資料3-1-4「区域案1・名称案4」をご覧ください。

こちらは土地区画整理事業名である「宇都宮大学東南部第1・第2土地区画整理事業」を元に新町名とする案となっている。

なお、「丁目」につきましては、先ほどの名称案3と同様の配列となっている。

以上が区域案1に対する名称案となっている。

なお、町の名称については、資料3-2-1～4及び資料3-3-1～4ともに変わらないが、区域案3については、町の区域が5つになることから、名称案1・2の場合、「東峰」は2丁目までとなり、名称案3・4についても「産業通り」、「宇大東南部」は5丁目までとなる。

町の区域案がまとまっていない中での名称案の審議ということになるが、これまでの事務局からの説明を踏まえ意見等がある場合は、挙手願う。

警察の立場からすると、名称案4の「宇大東南部●丁目」が分かりやすい。市民からの問い合わせでよくあるのが、似たような町名がある場合の住所表記が分かりにくいようだ。また「産業通り●丁目」よりイメージしやすく分かりやすいと思うが、個人的には実際に住むことを考えると、

会 長  
委 員

「平松」や「平松台」<sup>ひらまつ</sup>、「東峰」<sup>ひがしみね</sup>のような元の地名を活かした方が良いと考える。

委員 平松本町第一自治会では、公園名にもある「平松台」<sup>ひらまつだい</sup>がある程度認識されている現状があることから、町の名称については名称案2「平松台●丁目」<sup>ひらまつだい</sup>と「東峰●丁目」<sup>ひがしみね</sup>でお願いしたい。

また、「産業通り●丁目」<sup>さんぎょうとおり</sup>については、我々は越戸の方面をイメージしてしまうことや、「宇大東南部●丁目」<sup>うだいとうなんぶ</sup>は字画が多いことからやめておいた方が良いと思う。

委員 名称案については、現在の町名を活かした「東峰」<sup>ひがしみね</sup>や「平松」<sup>ひらまつ</sup>を入れていただきたい。これは個人的な意見ではなく、地元の意見であるため、ご検討いただきたい。

委員 基準に基づいた名称の定め方及び区域内住民の意見等を踏まえると、現在の町名を活かした町の名称が良いのではないかと思う。「平松」<sup>ひらまつ</sup>なのか「平松台」<sup>ひらまつだい</sup>なのかは地区外のため分からないが、関係する自治会の意見が良いのではないかと思う。いずれにしても町の名称については、従来から使われている「平松」<sup>ひらまつ</sup>や「東峰」<sup>ひがしみね</sup>を活かした方が良いと考える。

委員 私も現行の町名を活かした方が親しみやすく良いのではないかと考える。

委員 N T T東日本の立場から申し上げますと、住居表示実施で町の名称については必ず変更となるため、名称変更に伴う対応はしていく予定である。

今回は地元の代表者である臨時委員の方々から、町の名称については、現行のものを活かしたいという意見が出ていることから、尊重していただければと考える。

委員 法務局の立場から申し上げますと、N T T東日本と同様、町の名称等の変更については、対応していくため問題はない。これまで都心部を中心に活動をしてきたが、経験上は土地区画整理事業の場合、町名を新しいものにするが多かった。登記の申請の際、現行と新町名が似ていると手続きに誤りがあることが多かったこともある。しかし、今回の件については、公園名も既に決まっていることや、地元住民の方々から現在の町名に親しみを持っていることを考えると、新たな町名にするということは、馴染みにくいのではないかと考える。以上のことから、法務局としては、どの町の名称になっても差し支えはないが、地元から親しみがある「平松台」<sup>ひらまつだい</sup>や「東峰」<sup>ひがしみね</sup>が良いのではないかと考える。

委員 町の名称については、住んでいる方々の歴史等もあることから、「平松台」<sup>ひらまつだい</sup>と「東峰」<sup>ひがしみね</sup>が良いと考える。公園についてお話しが出てきたが、地域コミュニティにおいて区域内に1つずつ公園があることは、防災上の観点からも非常に重要であると考え。そのため、町の区域案及び名称案については、資料3-3-2「区域案3・名称案2」を推薦したい。

副会長 町の名称については、公園名に合わせた名称案2の「平松台」と「東峰」が良いと考える。町の区域案については、先ほどと意見は変わらないため、資料3-2-2「区域案2・名称案2」を推薦する。

委員長 皆様の意見に賛同する。異議はない。

委員長 これまでの意見をまとめると、町の名称案については、多数を占めている「平松台」と「東峰」ということでまとめてよろしいか。

全委員長 異議なし。

全委員長 異議なしということで、町の名称案についてはそのようにしたい。

全委員長 ここまでの審議を踏まえ町の区域案についても再度審議をしたい。事務局に質問だが、資料2-1「区域案1」の区域Eのところを分けた理由について伺いたい。

事務局 資料2-1「区域案1」については、区域内の都市計画道路で町の区域を分け、区域C・Eの境界については、市道981号線で分けていることから、大きな道路で分けた分かりやすい町の区域案となっている。

会長 区域Eについては、将来的に広がるといったことはないのか。

事務局 当該区域の東側については、住居表示が実施できる区域である「市街地の区域」の対象外となるため、現時点では住居表示を実施する予定はない。

会長 資料2-3「区域案3」について、区域Cが北側に拡大している理由について伺いたい。

事務局 資料2-3「区域案3」については、現在の平松本町及び東峰町の町の区域をなるべく活かした町の境界を定める案となっている。

会長 この2つの案の違いは、大きい道路で町の区域を分けたものと、現在の町の区域を活かして分けたもの、ということであるが、これらを踏まえ、改めて審議いただきたい。

委員 私としては、できれば現在、平松本町の方々が東峰の方に入るということは避けていただきたい。

会長 資料2-3「区域案3」を推薦するということがよろしいか。

委員 そのとおり。

委員 平松本町第一自治会とすれば、宇大東南通りより南側が自治会区域となるため、資料2-3「区域案3」の場合、平松の面積が増えてしまうことには抵抗があるため、私は資料2-1, 2「区域案1・2」を推薦する。

委員 陽東地区については、今回は区域内の北側一部となるため、強くは言えないが、資料2-3「区域案3」を推薦したいところである。しかし、町の区域案については、住民へのアンケート調査実施後にまとめていければと考える。

会長 事務局に確認だが、本日の審議会で町の区域案及び町の名称案をまとめてアンケート調査を実施したほうが良いのか。

委員 町の区域案については、この場で1つにまとめるということは難しいのではないかと考える。これは提案だが、町の区域案については、住民への

アンケート調査の結果を踏まえて審議し、まとめた方がよいのではないか。

事務局 町の区域案及び町の名称案については、本日の審議会で1つにまとめていくことを予定していたが、区域内住民アンケート調査の結果を踏まえて審議することは差し支えない。

会 長 事務局よりアンケート調査の結果を踏まえ審議することは差し支えないと回答いただいたが、そのように進行してもよろしいか。

全委員 異議なし。

会 長 異議なしということで、町の区域案については、アンケート調査の結果を踏まえて審議する。町の名称案については、「平松台」と「東峰」でまとめたということによろしいか。

全委員 異議なし。

## (2) 当該区域を所管する事務所について

会 長 それでは、次に、(2)当該区域を所管する事務所について事務局より説明願う。

事務局 それでは、当該区域を所管する事務所について説明する。

所管事務所については、地方自治法第155条第1項の規定に基づき、新たな町の事務所を決定する必要がある。

それでは資料4「現在の所管事務所」をご覧いただきたい。

今回の諮問区域である宇大1地区については、3つの所管事務所に分かれており、青色の区域である平松本町は横川地区市民センター、緑色の東峰町及び石井町は平石地区市民センター、黄色の峰町は本庁である宇都宮市役所が現在の所管事務所となっている。

こちらを踏まえ、まずは資料5-1「区域案1・所管事務所案」をご覧いただきたい。

これまで審議した町の区域及び名称を踏まえると、現在の所管事務所に合わせて、平松台1～3丁目については、横川地区市民センター、東峰1～3丁目については、平石地区市民センターとすることを事務局より提案する。

次の資料5-2「区域案2・所管事務所案」については、先ほどの説明と同様のため省略させていただく。資料5-3「区域案3・所管事務所案」については、町の区域の数が1つ少なくなったことから、「平松台」の所管事務所は変わらないが、「東峰」については、2丁目までとなっていることを申し添える。

会 長 所管する事務所案について、ご意見ご質問があれば、挙手にてお願いしたい。

委 員 所管事務所が区域によって分けられる住民の方々の影響について伺いたい。

事務局	所管事務所については、地方自治法第155条第2項に基づき、支所若しくは出張所を条例で定めることとされているが、所管事務所以外では住民異動などの手続きができないということではない。
会長	影響はないということよろしいか。
事務局	そのとおり。
委員	市民課の業務外であると思うが、各地区市民センター主催の健康講座など、住民に対する様々な情報提供について影響がないのか、ご検討いただきたい。
事務局	関係課に情報提供する。
会長	所管する事務所案については、審議会後の区域内説明会で住民の方々に町の区域案及び名称案と併せて説明する予定である。

### (3) 区域内住民の意見収集について

会長	<p>ただいま当審議会案としてまとめてきた町の区域案1～3及び名称案については、これまでの審議会と同様に今後、区域内住民の皆様から広く意見を求め、当審議会として案をまとめていきたいと考えている。</p> <p>区域内住民の意見収集について、事務局より説明願う。</p>
事務局	<p>それでは、区域内住民の意見収集について説明する。</p> <p>区域内住民の皆様意見を収集するため、アンケート調査及び区域内説明会の実施を考えている。主な流れについては、<b>資料6</b>「区域内住民の意見収集の流れ」をご覧ください。</p> <p>はじめに①だが、当審議会の町の区域案1～3及び名称案について、当該区域内に居住する世帯に対してアンケート調査を実施する。</p> <p>続いて②では、いただいた回答内容を事務局で集計後、区域内住民を対象に説明会を開催し、住居表示の概要やアンケート調査結果、審議会の町の区域案及び名称案等について説明し、意見収集を行う。日程等については、11月の夜の時間帯で、場所は区域内住民の皆様がお集まりになりやすい地区市民センター等で数回に分けての開催を予定している。</p> <p>なお、出席者は会長と臨時委員の計5名と幹事、事務局を予定している。</p> <p>続いて③だが、説明会終了後に、第3回目の審議会を開催し、区域内住民の皆様意見を参考に、町の区域及び名称について答申案を作成する。</p> <p>続いて、次のページをご覧ください。</p> <p>こちらが、①アンケート調査の依頼文及び調査票の案となっている。</p> <p>こちらに本日の審議会でご審議いただいた町の区域案1～3及び名称案を入れて依頼文を作成し、別紙に図面を記載する。</p> <p>なお、アンケートの回答については、同封する返信用封筒で事務局あ</p>

てに返送いただくことを予定している。

最後のページをご覧ください。

こちらが、アンケート調査票の内容になる。

まず、自治会加入の有無に関わらず、お住まいのエリアに丸をつけていただき、以降は当審議会の町の区域案1～3については「どの案が良いか」または、名称案について「良い」、「別の案が良い」のご意見を収集するものとなっている。

なお、アンケートの提出期限は10月末を予定している。

会 長

区域内住民の意見収集について、ご意見ご質問があれば、挙手にてお願いしたい。

特に無いようであれば、区域内住民の意見収集については、事務局の提案通り実施するということによるしいか。

全委員

異議なし。

会 長

異議なしということで、区域内住民の意見収集については、そのとおりとする。

#### (4) 今後のスケジュール

会 長

次に、(4)今後のスケジュールについて事務局より説明願う。

事務局

先ほどの資料6でご説明したとおり、第3回の審議会を12月下旬に予定している。詳細が決まり次第、改めて周知させていただく。

会 長

今後のスケジュールについて、ご意見ご質問があれば、挙手にてお願いしたい。

特に無いようなので、以上で(4)今後のスケジュールについては終了とする。

事務局

その他、ご意見等が無いようなので、以上をもって本日全ての日程を終了する。

以上をもって、本日の会議を閉会する。

**【閉 会】午前11時30分**